

指導員（富士見福祉作業所） 募集要項

1 雇用条件

(1) 雇用形態

嘱託職員（週30時間で扶養範囲外の勤務）

(2) 雇用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

- ・単年度契約で次年度契約更新あり。

ただし、勤務成績及び経営状況等により2回まで更新の可能性あり。

(3) 業務内容

- ・就労が困難な知的、身体、精神障害者に、自立に向けて必要な生活、社会指導を行う。
- ・障害の程度により、介助業務もあり。
- ・利用者送迎、納品業務に伴う車両運転業務
- ・福祉作業所運営に係る事務作業（パソコン操作あり）

(4) 賃 金

月給 167,000円

(5) 手 当 等

- ・期末手当

下記表の支給基準により6月・12月にそれぞれ支給する。

採用日	採用年度6月支給	採用年度12月支給	更新初年度6月支給
4月1日～	0.375カ月分	1.25カ月分	1.25カ月分

- ・通勤手当 上限月額24,400円（通勤距離2km以上で距離に応じて）

(6) 勤務時間等

午前8時30分～午後5時15分の間で休憩時間を含み7時間、労働時間は1日6時間、

月曜日～金曜日（週30時間） 基本は9:00～16:00

(7) 休 日

土曜、日曜、祝日、年末年始

(8) 勤務場所

前橋市富士見福祉作業所（前橋市富士見町小沢117-4）

(9) 有給休暇

労働基準法・本会規程に基づき付与

(10) 保 険

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

(11) 資 格

普通自動車免許（AT限定可）

2 採用人数

1名

3 応募方法

希望者は電話連絡のうえ、履歴書（写真貼付）を下記まで郵送または持参ください。

4 応募締め切り

令和6年3月8日（金）17:15必着

※応募状況により、期限前に締め切る場合があります。

5 採用面接試験日時・会場

※詳細については、書類選考後、改めて連絡します。

6 個人情報取扱について

履歴書等に記載された情報は、採用試験の円滑な遂行のために使用し、その他の目的に使用いたしません。

また、不採用の場合、履歴書は当会で速やかに破棄させていただきます。返却を希望する方は、その旨を履歴書に記載してください。

<問い合わせ先>

〒371-0017

前橋市日吉町2-17-10 前橋市総合福祉会館3階

前橋市社会福祉協議会（担当：総務課 川又・小山）TEL 027-237-1269